

所得税・確定申告のポイント

平成20年3月申告用

税理士 川中 清司

日専連名誉講師

富山短期大学名誉教授

主な改正点

定率減税の廃止

平成一八年分までは、所得税に
ついては税額の一〇%（一二万五
〇〇〇円限度）、住民税では税額の
七・五%（二万円を限度）が控除
されていましたが、平成一九年分
から完全に廃止となりました。

地震保険料控除がスタート

従来の損害保険料控除が廃止さ
れて、新たに「地震保険料控除」
が新設されました。
納税者が損害保険契約による地
震等の損害部分の保険料や掛け金
を支払った場合には、所得税では
最高五万円、住民税では最高二万
五〇〇〇円を所得から控除できま
す。

電子申告特別控除が創設

電子申告により所得税の確定申
告書を提出する際に、本人の電子
署名および電子証明書を併せて送
信した場合に、五〇〇〇円の税額
控除を受けることができます。

減価償却の取り扱いが変わる

平成一九年四月一日以降に取得
した資産について、償却可能限度
額（減価償却できる限度額）と残
存価格を廃止して、耐用年数の経
過時に一円（備忘価格）まで、償
却できるようにしました。

（定率法の算定方法として、二五
〇%定率法が導入されました。詳
しくは別項「減価償却の改正」の
「※二五〇%定率法とは」を参照）

寄付金控除の限度額を引き上げ

国や地方公共団体、学校法人な
ど、公共性の高い一定の団体に寄
付をすると、税金が安くなる「所
得税の寄付金控除」の限度額を、
総所得の三〇%から四〇%相当額
に引き上げられました。

住宅ローン控除の期間が選択制に

〇七年から〇八年にマイホーム
を購入した人は、住宅ローン控除

（住宅借入金等特別控除）を「一〇
年控除」と「一五年控除」の二つ
から選ぶことができます。

毎年の控除額は、一〇年控除の
方は多く、一五年控除の方は少な
くなります。

住宅ローン控除は、所得税が
戻ってくる制度ですが、※税源移
譲政策（次ページ参照）によって、
平成一九年度の所得税の額が下が
り、住民税の額が上がりました。

そのため、住宅ローン控除額を
控除しきれなくなり、住宅ローン
減税額が減少する場合があります。
住宅ローン減税の効果が確保で
きるように、住宅ローン減税の控
除期間を一〇年から一五年に延長
し、毎年の控除額を少なくする特
例を設けたものです。

所得税の額が下がり、ローン控
除がし切れない人は、一五年控除
を選ぶ方が有利です。

住民税から住宅ローン控除ができる

所得税だけで満額の住宅ローン
控除が受けられない人のために、
住民税からも住宅ローン控除を受
けられる制度がスタートしました。
控除を受けるには、市町村に住
宅借入金等特別税額控除申告書の
提出が必要です。還付される額は

区分	年間の支払保険料	控除額
(1)地震保険料	5万円以下	支払金額
	5万円超	5万円
(2)日長期損害保険料	1万円以下	支払金額
	1万円超2万円以下	支払金額 ÷ 2 + 5千円
	2万円超	1万5千円
(1)(2)両方ある場合		(1)(2)それぞれの方法で計算し た金額の合計（最高5万円）

〔国税庁ホームページ〕を参考に作成

条件によって異なります。詳しくは、各市町村の税務課にお尋ねください。

※税源移譲政策

「地方分権」を進め、地方の行政サービスをアップさせる目的で、国から地方へと税金を移譲した。

具体的には、所得税の税率を引き下げ、住民税の税率を上げて地方自治体の税収を増やした。トータル税金は変わらないように調整されている。

しかし、住民税の税額が増え、所得税は定率減税の廃止などで税額は下がらないケースがあり、納税者にとっては増税感がある。

住宅のバリアフリー改築も控除対象に

住宅ローン控除は増改築の場合もローン控除の対象となります。

住宅のバリアフリー改修工事(三〇万円超のもの)を含む増改築工事を行った場合に、現行の住宅ローンよりもバリアフリー改修工事にかかるローン部分の控除率を引き上げ、住宅ローン残高(一〇〇〇万円を限度)の一定割合を五年間にわたって所得税額から控除

する制度を設けました。

手すりの設置や廊下の段差をなくすバリアフリー工事も含まれます。

さらに、五〇歳以上の方や障害者など、一定の条件を満たせば、住宅ローンよりも条件が緩やかなバリアフリー促進税制の控除を選択することができます。

特定の居住用財産の買い換えの特例の変更

適用期限が「平成一八年一二月三十一日まで」から「平成二一年一二月三十一日まで」に延長されました。床面積に関する条件が「五〇平方メートル以上二八〇平方メートル以上」から「五〇平方メートル以上」となりました。

居住用財産の譲渡損失の

損益通算と繰越控除の期間の延長

適用期限が「平成一八年一二月三十一日まで」から「平成二一年一二月三十一日まで」に延長されました。

医療費控除のポイント

医療費の控除について注意点をあげてみます。

◇「本人の医療費+家族の医療費」

が控除の対象となります。

家族の条件は「生計を一にする親族」です。生活費を仕送りしている親族なら、別居していても家族として認められます。

◇扶養家族以外の家族も医療費を合算できます。

「生計を一にする親族」とは、控除対象となる配偶者や扶養親族に限定されません。

アルバイト収入が高く扶養から外れた子どもなどでも、申告する人が負担した医療費であって、同一生計ならば控除対象となります。

◇支払った分だけが認められます。対象となる医療費は、平成一九年度中に支払ったものです。一九年度中にかかった医療費でも、支払いが二〇年に入ってからの方は翌年の控除対象となります。

◇病院へ行く交通費は対象となります。

「骨折のため歩行が困難」などの理由があれば対象となります。当時の必要理由や状況を記録して役立てること。電車賃、バス代などの交通費も記録を残して証明すること。

◇風邪予防薬や予防接種費用は認められません。

風邪予防のうがい薬代、予防接

種の費用は控除の対象になりません。栄養ドリンクや健康食品、サプリメントも対象外。

マッサージ器、血圧計・体温計など健康維持のための器具購入費用も認められません。

減価償却の改正

減価償却には、毎年一定額を償却する「定額法」と、毎年期首の未償却残高に対して一定率を掛けて償却する「定率法」などがあります。届出によって選択することができますが、届け出がない場合には、個人(事業)は「定額法」で計算します。

これまで減価償却には、償却限度額や残存価格が設けられていました。

平成一九年四月一日以降に取得したものについては、これが廃止されて、最終的に一円まで償却することができるようになりました。減価償却の際に利用する償却率や計算の方法も改定され、新しく保証率や償却保証価額などが導入されました。

医療費として認められるもの・認められないもの

費用項目	対象となるもの	対象とならないもの
入院・通院などの費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師、歯科医師の診察代 ・ 治療代、治療のためのあんま、マッサージ、指圧師、はり、きゅう師などの施術費 ・ 健康診断で重大な病気が発見され、引き続き病気などの治療をした場合の健康診断費用 ・ 入院中の病院の食事 ・ 義手、義足、松葉づえ、義歯などの購入費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入院中の洗面具、身の回り品の代金 ・ 入院中の病院から出された以外の出前や外食代 ・ 個室の差額ベッドの料金（医師の診察、治療のために通常必要な費用かどうかで判断する） ・ 医師などへの謝礼 ・ 一定の場合以外の健康診断や人間ドックの費用
歯科・眼科の費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科ローンで支払う場合の治療費の部分 ・ 保険の利かない金歯、金冠を含む歯の治療費 ・ 発育段階の子どもの歯列矯正費用 ・ 白内障・緑内障の治療のためのメガネ代 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金やポーセレンを使った義歯の挿入で、一般的な水準を超える特殊なもの ・ 大人が容貌を美しくするための歯列矯正の費用 ・ 歯科ローンで払う場合の利子
妊娠・出産の費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠と診断されてからの定期健診や検査などの費用 ・ 不妊治療や人工授精の費用 ・ 出産のための入院タクシー代 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 里帰り出産の帰省費用 ・ 紙おむつなどの育児用品 ・ 妊娠検査薬
交通費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電車代、バス代などの通院費用 ・ どうしても必要な付添人の交通費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通院の自家用車のガソリン代 ・ 駐車場代
介護保険のサービス費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定介護老人福祉施設でのサービスの対価（介護費と食費）で支払った額の1/2相当額 ・ 一定の在宅サービスの自己負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設サービスにおける日常生活費、特別なサービス費用 ・ 生活援助中心の訪問介護費用 ・ 親族に支払う療養上の世話の対価

・ 通所リハビリテーションや短期入所生活介護を受けるため、介護老人福祉施設や指定介護療養型介護施設に通う際に支払う費用などは対象となる。

平成一九年四月一日以後に取得した減価償却資産について

償却可能限度額（取得価格の九五%相当額）および残存価格が廃止され、耐用年数が経過した時点で「残存簿価一円」まで償却できるようにになりました。

◇償却可能限度額が変更（備忘価格一円）

従来 ↓ 取得価格の九五%まで償却可能
 改正後 ↓ 一円（備忘価格）まで償却可能

一・定額法

計算方法の変更（残存価格一〇%廃止）

従来 ↓ 取得価格 × 九〇% × 償却率
 改正後 ↓ 取得価格 × 償却率

二・定率法

償却率の変更

従来 ↓ 未償却残高 × 償却率
 改正後 ↓ 未償却残高 × 改定償却率

平成一九年三月三十一日以前に取得した減価償却資産について

償却限度額（取得価格 × 九五%）

に達するまでは、従来どおりの償却を行います。

九五%に達した場合は、その残額を翌年分以降の五年間で一円まで均等償却します。

※二五〇%定率法とは

◇平成一九年四月一日以降に取得する資産は、新しい定率法の償却率で計算し、定額法の償却率の二・五倍の率が導入され、二五〇%定率法と呼ばれています。

◎正しい償却率は改正耐用年数省令「別表十」に示されています。

◇二五〇%定率法は、従来の旧定率法より早い段階で多額の償却ができます。

◇償却費が償却保証額を下回る年から、改定取得価額 × 改定償却率で得た金額で均等償却に切り替えます。

◇耐用年数が経過した時点から一円の備忘価格に達するまで償却します。

1. 定額法

〈改正前〉

償却率=0.125

経過年数	1 償却費 (償却限度額)	2 償却累計額	3 未償却残高
1年	112,500	112,500	887,500
2年	112,500	225,000	775,000
3年	112,500	337,500	662,500
4年	112,500	450,000	550,000
5年	112,500	562,500	437,500
6年	112,500	675,000	325,000
7年	112,500	787,500	212,500
8年	112,500	900,000	100,000 _{*1}
9年	50,000	950,000	50,000 _{*2}

1. 償却費は取得価格100万円×90%に償却率(0.125)を掛け112,500円となります。以後は毎年同額の償却費となります。
2. 8年目の未償却残高は10万円_{*1}となります。
3. 9年目は5万円を償却し、未償却残高は取得価格の5%=5万円_{*2}が残ります。

〈改正後〉

償却率=0.125

経過年数	1 償却費 (償却限度額)	2 償却累計額	3 未償却残高
1年	125,000	125,000	875,000
2年	125,000	250,000	750,000
3年	125,000	375,000	625,000
4年	125,000	500,000	500,000
5年	125,000	625,000	375,000
6年	125,000	750,000	250,000
7年	125,000	875,000	125,000
8年	124,999 _{*1}	999,999	1

1. 償却費は取得価格100万円に償却率(0.125)を掛け、125,000円となります。
2. 以後毎年、同額の償却費となります。
8年目は備忘価格1円を残すため、124,999円_{*1}となります。

2. 定率法

〈改正前〉

償却率=0.25

経過年数	1 償却費 (償却限度額)	2 償却累計額	3 未償却残高
1年	250,000	250,000	750,000
2年	187,500	437,500	562,500
3年	140,625	578,125	421,875
4年	105,468	683,593	316,407
5年	79,101	762,694	237,306
6年	59,326	822,020	177,980
7年	44,495	866,515	133,485
8年	33,371	899,886	100,114 _{*1}
9年	25,028	924,914	75,086
10年	18,771	943,685	56,315
11年	6,315	950,000	50,000 _{*2}

1. 償却費の1年目は、取得価格100万円に償却率(0.25)を掛け、250,000円となります。
2. 2年目からは、期首の簿価(未償却残高)に償却率(0.25)を掛けた金額となります。
以降は順次、期首の簿価×償却率で計算します。
3. 8年目の未償却残高は取得価格の10%(約10万円_{*1})となります。
4. 9年目以降にさらに償却して、最終の未償却残高は取得価格の5%(5万円_{*2})となります。

〈改正後〉

償却率=0.125 保証率=0.05111
償却保証額_{*5}=51,110円

経過年数	1 償却費 (償却限度額)	1-2 改定 (償却限度額)	2 償却累計額	3 未償却残高
1年	313,000 _{*1}		313,000	687,000
2年	215,031 _{*2}		528,031	471,969
3年	147,726		675,757	324,243
4年	101,488		777,245	222,755
5年	69,722		846,967	153,033 _{*3}
6年	(47,899)	51,113 _{*4}	898,080	101,920
7年		51,113	949,193	50,807
8年		50,806 _{*5}	999,999	1

1. 償却費の1年目は、取得価格(100万円)×償却率(0.313)=313,000円_{*1}となります。
2. 2年目の償却費は、期首の簿価(未償却残高687,000)×償却率(0.313)=215,031円_{*2}となります。
以降は順次、期首の簿価×償却率で計算します。
3. 6年目は、同様の計算で得た償却費(153,033円×0.313=47,899円)が、償却保証額(100万円×0.05111=51,110円)を下回るため、改定取得価額153,033円_{*3}(期首の簿価)に、改定償却率(0.334)を掛けた金額(51,113円_{*4})で償却します。
4. _{*5}償却保証額とは、資産の取得価格に「保証率」を掛けた金額です。(保証率は耐用年数省令別表第十に規定)
5. 8年目は残存価格を1円とするため、50,806円_{*5}が償却費となります。

